



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年2月24日金曜日 第2851号

◇ 目 次 ◇

知事指定薬物の指定.....	(薬務衛生課).....	89
保安林予定森林にする旨の通知.....	(森林整備課).....	89
解除予定保安林.....	(").....	89
建設業者の許可の取消し.....	(土木管理課).....	90
公共測量の終了の通知.....	(道路維持課).....	90
都市計画の変更(一部変更).....	(都市計画課).....	90
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	(").....	90
指定居宅サービス事業者の指定.....	(東予地方局地域福祉課).....	90
指定介護予防サービス事業者の指定(2件).....	(").....	91
指定居宅サービス事業の廃止.....	(").....	91
指定介護予防サービス事業の廃止.....	(").....	91
道路の供用開始(県道上分三島線).....	(東予地方局四国中央土木事務所).....	92
道路の区域変更(県道久米垣生線).....	(中予地方局管理課).....	92
道路の供用開始(").....	(").....	92
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課).....	92

公 告

県立学校校内LAN端末機器(教職員用)等の借入れ.....(高校教育課).....92

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第171号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

平成29年2月24日

愛媛県知事 中村時広

1 薬物の名称

- (1) 2 (2 フルオロフェニル) 3 メチルモルフォリン (通称名2 FPM) 及びその塩類
- (2) N (1 アダマンチル) 1 [(テトラヒドロ 2 Hピラン 4 イル)メチル] 1 H インダゾール 3 カルボキサミド (通称名Adamantyl THPINACA、ATHPINACA isomer 1) 及びその塩類
- (3) N (2 アダマンチル) 1 [(テトラヒドロ 2 Hピラン 4 イル)メチル] 1 H インダゾール 3 カルボキサミド (通称名Adamantyl THPINACA 2 Adamantyl isomer、ATHPINACA isomer 2) 及びその塩類
- (4) 前各号に掲げる物を含有する物

2 指定の理由

条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

3 効力発生の日

平成29年2月25日

○愛媛県告示第172号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成29年2月24日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

大洲市柳沢乙465の1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第173号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律

第249号) 第30条の2 第1項の規定により告示する。

平成29年 2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1(1) 解除予定保安林の所在場所

西条市小松町安井字グスケ乙146の12、字ジヨ乙144の5、乙144の6、小松町明穂字絹笠丙302の5から丙302の7まで、小松町大郷字臼坪乙65の14、乙65の15

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 解除の理由

送電変電設備用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所

西条市丹原町寺尾乙89の21、乙89の22

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

送電変電設備用地とするため

○愛媛県告示第174号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成29年 2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな った 事 実
(般-26)第17336号	平成26年 6月23日	株式会社福田興業	福田 正人	新居浜市多喜浜6-3-51	平成29年 2月15日	鋼構造物工事業 電気通信工事業	同社役員が建設業法第8条第11号に定める欠格要件に該当していたことが判明したため。

○愛媛県告示第175号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量(1/2,500地形図作成)
- 2 作業期間 平成28年4月6日から
平成29年1月31日まで
- 3 作業地域 松山市都市計画区域内一部

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

新居浜都市計画一団地の官公庁施設
新居浜一団地の官公庁施設

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第177号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、八幡浜都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成29年 2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第176号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成29年 2月24日

○愛媛県告示第178号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成29年 2月24日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 の 名 称 又 は 氏 名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地		
社会福祉法人なごみの会	デイサービストリトン	愛媛県今治市吉海町名4680番地	平成29年1月9日	通所介護
医療法人滴水会	老人保健施設燧園 訪問リハビリテーション	愛媛県今治市末広町三丁目1番地6	平成29年1月16日	訪問リハビリテーション
株式会社さわやか倶楽部	さわやか新居浜館デイサービスセンター	愛媛県新居浜市東田三丁目乙11-77	平成29年1月16日	通所介護

○愛媛県告示第179号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成29年 2月24日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人滴水会	老人保健施設燧園 訪問リハビリテーション	愛媛県今治市末広町三丁目1番地6	平成29年 1月16日	介護予防訪問リハビリテーション

○愛媛県告示第180号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成29年 2月24日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社リビング・サポート研究所	ヘルパーステーション 媛達磨	愛媛県西条市三津屋東49番地	平成29年 1月 1日	介護予防訪問介護
社会福祉法人なごみの会	デイサービストリトン	愛媛県今治市吉海町名4680番地	平成29年 1月 9日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第181号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年 2月24日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
特定非営利活動法人ピーススマイル	特定非営利活動法人ピーススマイル	愛媛県新居浜市萩生1724番地の1	平成29年 1月 6日	訪問介護
株式会社 家具センターワタナベ	株式会社 家具センターワタナベ 介護事業部	愛媛県今治市北高下町2丁目1番45号	平成29年 1月31日	福祉用具貸与
株式会社 家具センターワタナベ	株式会社 家具センターワタナベ 介護事業部	愛媛県今治市北高下町2丁目1番45号	平成29年 1月31日	特定福祉用具販売

○愛媛県告示第182号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年 2月24日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
特定非営利活動法人ピーススマイル	特定非営利活動法人ピーススマイル	愛媛県新居浜市萩生1724番地の1	平成29年 1月 6日	介護予防訪問介護
有限会社アクティブライフ	アクティブライフデイサービスハウス 夢	愛媛県今治市阿方甲183番地1	平成29年 1月15日	介護予防通所介護
株式会社 家具センターワタナベ	株式会社 家具センターワタナベ 介護事業部	愛媛県今治市北高下町2丁目1番45号	平成29年 1月31日	介護予防福祉用具貸与
株式会社 家具センターワタナベ	株式会社 家具センターワタナベ 介護事業部	愛媛県今治市北高下町2丁目1番45号	平成29年 1月31日	特定介護予防福祉用具販売

○愛媛県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成29年 2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	上分三島線	四国中央市妻鳥町字井添池口1962番4から 同字1959番7まで	平成29年 2月24日
"	"	四国中央市三島宮川四丁目字五反地891番5から 同字897番10まで	"

○愛媛県告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成29年 2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久米垣生線	松山市古川南三丁目844番5地先から 同市古川南三丁目1029番1地先まで	旧	メートル 5.5～7.3	キロメートル 0.099	
			新	10.9～12.4	0.099	

○愛媛県告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成29年 2月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久米垣生線	松山市古川南三丁目844番5地先から 同市古川南三丁目1029番1地先まで	平成29年 2月24日

○愛媛県告示第186号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
平成29年 2月24日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
28中局建（開）第43号 平成29年 2月13日	伊予市下三谷字南谷1297番3	伊予郡松前町大字西古泉140番地1 プライムJ 307号室 大 石 容 功

公 告

愛媛県知事 中 村 時 広

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。
平成29年 2月24日

1 入札に付する事項

- (1) 件名
県立学校校内LAN端末機器（教職員用）等の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量

県立学校校内LAN端末機器等一式（ノートパソコン1,830台、外付けDVD341台、ソフトウェア一式、周辺機器一式、搬入、据付け、調整等一式）

(3) 借入物品の内容等
仕様書による。

(4) 借入期間
平成29年7月1日から平成35年6月30日まで

(5) 借入場所
入札説明書及び仕様書による。

(6) 入札方法
ア 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成29年度、平成30年度及び平成31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに、要求する仕様の機器を確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課施設管理グループ
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2951

(2) 入札書の受領期限
平成29年4月5日（水）午後2時

(3) 入札説明書の交付方法
平成29年2月24日（金）から3月14日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）に(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所
平成29年4月5日（水）午後2時
愛媛県庁第一別館10階会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から

第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：平成29年3月16日（木）午後5時15分

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 契約保証金
愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: Computer Equipment and Related Services for Installing Terminal Unit, for the prefectural school Prefectural teachers and staff (Local Area Network), 1 set

(2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 5 April 2017 (tenders submitted by mail: 5:15 p.m., 4 April 2017)

(3) For further information, please contact: Facilities Administration Section, High School Education Division, Guidance Department, Ehime Prefectural Board of Education, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2951